

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	中世後期の隠岐国分寺：『国分寺旧積録覚』の紹介を兼ねて
Author(s)	倉恒, 康一
Citation	史学研究, 311 : 1 - 18
Issue Date	2022-03-25
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055718
Right	
Relation	



中世後期の隠岐国分寺

—『国分寺旧積録覚』の紹介を兼ねて—

倉 恒 康 一

はじめに

戦国期の島根地域の寺院史研究は、出雲鱒淵寺の研究の蓄積が厚いが、近年は、出雲・石見両国の諸中世寺院の成果も発表されている⁽¹⁾。また、大般若経や経筒などの研究や、公立の博物館・研究機関による県内寺院に伝わる仏像や民俗事例の研究も進んでおり、今後は狭義の文献資料だけでなく、考古学・美術史・民俗学など近隣諸分野の成果も活用した総合的な研究が求められる。

このような趨勢の中で、なお停滞の感を否めないのが隠岐地域である。徹底した廃仏毀釈が実施されたこの地域では、文献資料はもちろん、聖教や仏像などの什宝類の多くが失われたことが障害となり、寺院史研究は殆ど手つかずといつてよい。その中で数少ない例外が隠岐国分寺（隠岐の島町池田）

だが、後述するとおりこれまでの研究の方向性には偏りがあり、重要な史料が見落とされている。

そこで本稿では、隠岐国分寺に関する中世史料を活用し、中世後期の隠岐国分寺の実態を解明するとともに、隠岐国の領主権力・地域社会と隠岐国分寺がどのような関係にあったのか考察したい。

第一章 中世隠岐国分寺の研究史

(1) 隠岐国分寺の中世史料

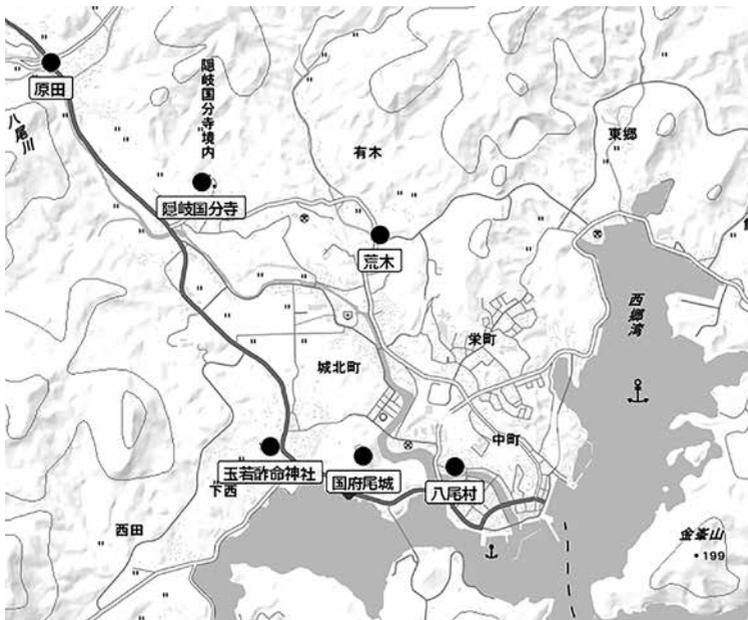
言うまでも無く、隠岐国分寺は天平一三年（七四一）に聖武天皇が発した国分寺造立の詔に基づき全国に建立された金光明王四天王護国の寺（国分寺）の一つであり、その史料上の初見は貞観九年（八六七）である⁽²⁾。敷地内の発掘調査によつ

て、古代から現在地に所在したことが明らかになってきているが、中世の様子については考古学的には未解明である。^③

一般に蓄積が乏しいとされる中世の国分寺研究だが、隠岐国分寺の場合は戦前からの蓄積がある。というのも、戦前の島根県史編纂事業によって、後醍醐天皇の行在所であったことを示す記述が、出雲鰐淵寺文書に確認され、以後、後醍醐天皇の行在所をこの記述に基づき、隠岐国分寺とする説と、地元伝承に基づき西ノ島の黒木御所跡とする説が並立し、それぞれの立場の研究者の間で論争が繰り広げられたからである。^④だが、この論争は、隠岐国分寺が行在所であったか否かという点に議論が集中し、隠岐国分寺の実態解明に向かうことはなかった。

さて、隠岐国分寺の寺伝史料だが、原文書は現存しておらず、二次史料と近世に編纂された地誌から考察するしかない。まず、井上寛司氏が紹介した、享保年間の成立と推定される隠岐の歴史書『隠岐国代記考証』(以下『国代考証』と略記)に収録された、建永二年(一二〇七)から康正三年(二四五七)までの史料五点が知られている。これ以外には、地元研究者の藤田一枝氏^{カキエ}が紹介した、永正十一年(一五一四)の年紀をもつ隠岐国分寺の再建記録「憲舜置文」もあるが、これについては追って詳しく触れる。

これら中世史料と貞享五年(一六八八)に成立した地誌『増補隠州記』^⑤に基づき、南北朝時代以降の隠岐国分寺の歴史を井上寛司氏が次のようにまとめている。^①鎌倉時代末期に後



関係地図 (地理院地図を一部加工)

醍醐天皇の行在所となった可能性が高い(鰐淵寺文書)、^⑤②室町期には京極氏から段銭免除を認められた(『国代考証』)、^⑥③戦国期への移行の間に急速に衰退し、永正年間に守護代隠

中世後期の隠岐国分寺―『国分寺旧積録覚』の紹介を兼ねて―(倉恒)

岐氏の支援を得て再建された(「憲舜置文」)、④寛文年間までは国分寺と惣社が一体となって祭祀を執行していた(「増補隠州記」)。

また、中世国分寺を研究した追塩千尋氏は、寛文七年(一六六七)に成立した地誌『隠州視聽合紀』⁹⁾の記述に基づき、永正年間の隠岐国分寺の再建に勧進聖が関与していたと庶民信仰との関係を指摘している。¹⁰⁾

乏しい史料ではやむを得ない面もあるが、断片的と言わざるを得ず、また永正年間に隠岐氏によって再建された後の展開は、惣社との関係以外未解明である。

(2) 『国分寺旧積録覚』について

上述のような史料の限界を打破するため、本稿では過去の後醍醐天皇行在所論争で取り上げられながら、その後顧みられていない『国分寺旧積録覚』(以下『旧積録覚』)に注目したい。これは、大仲池田家文書(隠岐の島町教育委員会所蔵)のうちの近世文書(目録番号七)であり、奥書によると安政六年(一八五九)に池田教隆(？〜一八七三)¹¹⁾が光恩寺住持から借用して筆写したという。内容は一点一点の中世文書の写しだが、内訳は新出史料が五点、『国代考証』との重複分が五点、そして残る一点が先に触れた「憲舜置文」である(「国代考証」等の既発表史料との対応関係は表のとおり)。

「憲舜置文」は昭和三十三年(一九五八)に藤田一枝氏が『隠岐郷土研究』四号に発表した論文「後醍醐天皇の行在所につ

表 『旧積録覚』所収の中世文書一覧(掲載順)

No.	年月日	西暦	史料名	過去の紹介状況			本稿の史料番号
				国代考証	藤田 A	高橋 1968	
1	建永2年5月21日	1207	佐々木広綱下文写	○		○	11
2	応安2年2月3日	1369	前肥後守某寄進状写	○		○	1
3	明德2年4月10日	1391	前駿河守義時寄進状写	○		○	2
4	永享5年10月日	1433	国分寺寺領(西郷東西)田数注文写				3
5	永享5年10月日	1433	国分寺寺領(原田・荒木)田数注文写				4
6	康正3年6月18日	1457	京極持清書下写	○			6
7	(康正3年カ)5月26日	1457	京極持清書状写	○			5
8	天文8年閏6月28日	1539	隠岐久清書状写				7
9	天正3年12月6日	1575	隠岐清家書状写				8
10	天正11年2月19日	1583	隠岐経清判物写				9
11	永正11年4月日	1514	憲舜置文写		○	○	10

高橋1968：高橋盛孝「国分寺の蓮華舞」(関西大学・島根大学共同隠岐調査委会編『隠岐』毎日新聞社、1968年)

いて」(本稿は昭和四四年に『行啓記念黒木御所論文集』(黒木御所顕彰会)に発表された改訂論文(以下藤田A論文)に拠る)に書き下し文の形式で初めて発表された。以後、戦国期の隠岐国分寺の実態を伝える貴重な史料として、地元自治体史や地名辞典等も言及しているが、管見の限り原文に沿った史料紹介はされていない。また、藤田A論文では『国代考証』には収録されていない五点の中世文書の存在には触れていない。

『旧積録覚』を伝えた池田家(屋号・大仲)は、戦国期に隠岐国を治めた守護代隠岐氏の家臣の末裔を名乗る旧家で、近世には矢尾村(現隠岐の島町西町及び港町)で庄屋を務めた。池田教隆はこれ以外にも安政二年(一八五五)に近世隠岐国の歴代奉行の名簿や国内の寺社の由緒や寺社領の一覧等をまとめた『隠州古記写』(目録番号四)を筆写しており、隠岐国の歴史地理及び村政に関わる諸事の歴史的経緯について、教隆が強い関心を抱き情報収集していたことがわかる。『旧積録覚』も、そのような関心のもとで筆写されたのである。光恩寺は矢尾村にあった隠岐国分寺の末寺(現在は廃寺)だが、永禄二年(一五六八)の玉若酢命神社(隠岐国惣社)の遷宮棟札によれば、隠岐国分寺の僧侶宥教らと共に光恩寺慶舜も遷宮執行に出仕しており、隠岐国分寺との関係は遅くとも戦国期まで遡る。

このように、『旧積録覚』は隠岐国分寺において中世文書の原本から写したのではなく、国分寺の末寺(光恩寺)が所

蔵していた写本を江戸時代末期に転写したものである。さらに、筆写された中世文書には文意の掴みにくい箇所もあり、良質な史料とは言い難い。ただし、筆写された史料に庄屋池田家の祖先らしき人物が登場することはなく、また、『隠州視聴合紀』の隠岐国分寺の項には、「憲舜置文」を参考に記述したと思われる箇所があり、少なくとも安政年間に矢尾村庄屋池田家が創作した可能性は低い。よって『国代考証』の欠を補う史料と位置づけ、以下、その内容に基づき、室町・戦国期の隠岐国分寺の考察を進めたい。

第二章 京極氏と隠岐国分寺

(1) 隠岐国分寺の寺領

まず、寺院運営の基盤となる寺領について考察したい。隠岐国分寺の寺領の所在地・規模については、『国代考証』にも収められている次の史料が伝えている。

【史料一】前肥後守某寄進状写

奉寄進国分寺内四王寺田之事、

合六段者

在所
原田郷

右本主之代雖為中絶、任往故掟如本奉寄進者也、依之状如件

応安二年二月三日

前肥後守判

【史料二】前駿河守義時寄進状写

奉寄進国分寺内四王寺田之事、

合六段者 在所
原田郷

右於寄進分者、任先例如元寄進候所也、仍之状如件、

明德二年四月十日

前駿河守義時判

史料一と史料二では、隠岐国分寺の四王寺田として隠岐国分寺の北西に位置する原田郷の六反の土地が寄進されている。四王寺とは、貞観九年(八六七)に新羅の侵攻を防ぐために隠岐国を含む山陰道諸国に四天王像の設置と国分寺僧による修法が命じられて設置された寺院であり、創建当所から国分寺との関係が深い。このような背景があつて、南北朝期には隠岐国分寺と隠岐国の四王寺は一体化し、その維持のための料田が設けられていたのであろう。

これまで知られていた隠岐国分寺の寺領に関する史料は以上で、隠岐国島後の内陸部に狭小な田地が確認されているに過ぎなかった。だが次の史料から、より広い寺領を別に有していたことが明らかである。

【史料三】国分寺寺領(西郷東西) 田数注文写

西郷東西段錢可有沙汰田数之事

合四十六町三反 小十分之内

一廿四町二反半 西分

一十九町八反半十分 東分

一武町二反小内 一丁四反小者西分、同内二反仏田ノ足、

八反者東分、国分寺分入力名共二
以上

右彼東西御寺領分段錢之事、此注文之外ハ聊不可有違乱煩候、為後證^三兩公文・代官方^并兩段錢奉行加判形、進之候者也、仍^而為後日状如件、

永享五年十月日 兩公文 京久判
清信判

信清判

俊秀判

知義判

国分寺院主坊

【史料四】国分寺寺領(原田・荒木) 田数注文写

同御寺領荒木・原田之田数之事

一三反大 荒木分

一五反 原田分

以上八段大

永享五年十月日 俊秀判

知義判

国分寺院主御坊

史料三では、永享五年に寺領である西郷の東分と同西分における段錢賦課の対象となる寺領の公田面積を四六町三反小一〇分(歩)に確定したことを通知している。西郷の東分は

隠岐国分寺から約二〜三キロメートル離れた、矢尾川河口に位置する現在の隠岐の島町の中心部(西町・港町・中町周辺)に当たり、近世の矢尾・目貫・護国寺の三か村に該当する。⁽²⁾

『旧積録覚』を伝えていた光恩寺も東分に含まれる。面積が

判明している隠岐国内の荘園・公領としては、二五町の撰閑家領重栖荘（隠岐の島町）²²があるが、隠岐国分寺の寺領西郷東西分はこれを超えることになる。

差出人五名のうち、日下の注記を信じれば京久と清信が両公文（東分と西分の公文の意味か）、同一年月日付の史料四で原田・荒木の寺領田数を隠岐国分寺に連署して伝えている俊秀・知義の二人が両段銭奉行、残る信清が代官となろう。

後掲の史料五・史料六に明らかなどおり、隠岐国分寺領に係る段銭を隠岐守護京極持清が寄進しているので、両段銭奉行と代官とは、幕府ではなく守護京極氏のそれである。応永二〇年代から永享年間にかけて外宮役夫工米が諸国に賦課されており、この段銭を守護請した京極氏が、領国内の荘園・公領に配分するために課税対象面積（公田）を設定していたことを本史料は示すのではなからうか。

史料四は、隠岐国分寺から南東方向に位置する荒木郷（現地名・有木）の寺領に三段、四王寺田のあった原田郷の寺領に五段の公田面積が設定されたことを通知している。先に見たとおり原田郷には六段の四王寺田が寄進されていたが、一段少ない。災害などで耕地面積が減少した可能性もあるが、守護と領主の力関係によって公田面積の設定が左右され、領主の所領面積と比べて公田面積が過小に設定された事例も知られており、本事例も段銭奉行が隠岐国分寺に配慮した結果とも思われる。とすれば西郷の寺領も、実際には四六町以上あった可能性がある。

（2）京極氏との段銭減免交渉

このように、隠岐国分寺は、原田以外に西郷地区にも、隠岐国内では広い寺領を有していた。この後、隠岐国分寺は段銭の負担軽減を目指し、京極氏と交渉している。

【史料五】京極持清書状写

隠州国分寺領、今度十分一段銭事、於京都申子細候間、令免許候、可被止国催促候也、恐々謹言、

（朱字）「兼三二相当ル」

五月廿六日

持清判

藤堂九郎左衛門殿

牛尾左近将監殿

史料五は隠岐国分寺領に課せられる十分一段銭の隠岐国での催促を停止しよう京極持清が家臣に命じるもので、これは隠岐国分寺が京都で子細を申したからだという。京極氏が隠岐国での段銭の催促停止を命じているのであるから、十分一段銭が守護段銭を指しているのは明らかだが、何を基準とした十分の一であるのかなど、詳細は不明である。ただし、寛正五年（一四六四）に出雲国日御碕社に対して十分一段銭を出雲国守護京極持清が寄進しており、京極氏の守護領国内で普及していた税目と考えられる。また、「可被止国催促」という表現は京済を許可する際の定型文（可為京済候上者、可被止国催促）と類似しており、本史料は隠岐国分寺が守護段銭の京済を許されたことを意味する可能性が高い。

【史料六】京極持清書下写

隠岐国分寺領^并諸末寺領所々諸段銭事、以前任支証之旨、
為寄進分領掌不可有相違之状如件、

康正三年六月十八日 持清判

当住持

史料六は康正三年(一四五七)に隠岐国分寺とその末寺に課せられる段銭は徴収せず隠岐国分寺への寄進扱いとすることを、隠岐国守護の京極持清が伝えるものである。康正三年という年次から推定して、前年から諸国に賦課されていた造内裏段銭²⁸の可能性が高いと思われる。以前の支証に任せた措置とあるので、永享五年に西郷東分・西分の段銭課税対象面積を確定したものの、その後康正三年迄に隠岐国分寺領からの段銭徴収を京極持清は緩めたことがわかる。また『旧積録覚』は朱筆で史料五が史料六と同じ康正三年と年次比定をしている。『国代考証』にはこのような注記はないので一定の留意が必要だが、これが正しいとすると、京極氏は造内裏段銭は寄進する一方で、守護段銭(十分一段銭)は京済を認め、優遇はしたものの徴収を進めたことになる。

(3) 段銭免除の背景

史料五・史料六に確認できる段銭減免措置は隠岐国分寺に限って適用されたのではなく、むしろ京極持清は被官人に対して乱発しており、その結果、京極政経への代替わり後の文明一四年(一四八二)には、幕府への段銭納入が滞る事態に

至っている。京極持清が段銭減免措置を乱発した背景については、国内領主層に対する懐柔策と岸田裕之氏が指摘しているが、これを前提とした上で隠岐国の事情も考慮して考えた²⁹。隠岐国では正長元年(一四二八)に村次郎左衛門尉を京極氏が攻めているが、反守護の動きは出雲国西部にも飛び火する大規模なものであった³⁰。そしてこの動きは一過性のものではなく、応仁二年(一四六八)に再発し「伯州隠州国人等」を京極持清方の尼子清貞が攻撃している。このように隠岐国での京極氏の権力基盤は盤石ではなかったために、段銭減免措置を通じて、隠岐国内の有力寺院である隠岐国分寺の懐柔を京極持清は図ったのであろう。

また、文明一四年に、京極持清による段銭減免措置は全て破棄して「永享年中之例」に任せて徴収するよう京極政経に幕府は命じているが、このことは、永享年間に京極氏領国での段銭徴収の仕組みが整えられたことを示唆している。今のところ類例は確認できないが、出雲・隠岐両国の莊園・公領には、永享五年前後に史料三・史料四のように公田面積が相次いで設定されていたのではないか。

以上を総合すると、次のような見通しができないだろうか。まず、永享年間に京極氏は領国での莊園・公領の公田を設定し、段銭徴収の体制を整えた。これに反発したのか、正長元年には隠岐国と出雲国西部を巻き込んだ反守護闘争が勃発する。これに対応するため、段銭の免除・寄進、あるいは京都への送金能力がある隠岐国分寺には京済を認めて、領国内の

諸勢力の懐柔を図った。『旧積録覚』収録の史料は、京極氏の領国支配の展開に対する在地勢力の抵抗の歴史を伝えているといえよう。

第三章 隱岐氏と隱岐国分寺

応仁の乱後の隱岐国分寺は、本堂が大破に及ぶ程衰退していたが、永正四年に院主憲舜が再建している（後掲史料一〇）。また「從憲舜一代以来、真言之蜜（密）法伝」（史料一〇の傍線ケ）とあり、憲舜の代から隱岐国分寺は真言宗寺院に転じている。したがって、この再建は単に建物の更新に留まらず、寺院として再出発を遂げたといえる。

康正三年を最後に『旧積録覚』からは守護京極氏の姿が消え、代わりに登場するのが隱岐氏である。隱岐氏は隱岐国守護代の地位を世襲した一族で、一五世紀中頃からその活動が史料上に顕著となる。特に一六世紀前半に活動した隱岐宗清は、京極氏から離反して尼子氏に從属する一方で、家臣団機構を整備して隱岐国での領域的支配を実現したと井上寛司氏は評価している。尼子氏に代わって毛利氏が出雲国を支配すると、永祿九年（一五六六）には隱岐が清は毛利氏に從い、隱岐氏は最盛期を迎える。しかし、同一二年に尼子勝久によって清が殺害されると、以後は親族間での紛争が続き、天正一一年（一五八三）に最後の当主隱岐経清が殺害されて断絶した。⁽³⁵⁾以下ではこの隱岐氏と隱岐国分寺の関係を考察する。

まず、先行研究も触れているが、永正四年の憲舜による隱岐国分寺再建に隱岐氏が関わっている。この模様を記録した後掲の史料一〇（憲舜置文）によると、この再建事業に当たり、「檀那者隱岐新五郎宗清」や、「両奉行」の宝定寺若狭守重尊・村上信濃守清景が宗清に続いて奉加帳に署判したという。また、憲舜置文の冒頭に署判を据える俗人八人も隱岐氏家臣であろう。⁽³⁶⁾

先行研究では永正四年の再建以後の隱岐氏と隱岐国分寺の関わりが明らかになっていなかったが、次の三点の史料から、その後も隱岐氏と隱岐国分寺が密接な関係にあったことが明らかである。

【史料七】隱岐久清書状写

隱州国分寺塔建立之儀、漸相調候由候、然ハ成就之間之事者、諸役れんけい可被致停止候、相調候時者、如先規可被申付事肝要三候、何辺建立也儀油断候ハ、曲事候、恐々謹言、

天文八潤六月廿八日 久清判

表書包紙二

村上民部左衛門殿 久清

史料七は、天文八年（一五三九）に「隱州国分寺塔建立」の準備が整ったので、これを支援するために再建期間中は、諸役と「れんけい」（文意不明）を停止するよう隱岐久清が家臣の村上民部左衛門に命じるものである。永正四年に憲舜が隱岐氏の支援を得て本堂等の再建を果たしたものの、全ての堂舎は再建されず、その後の整備も隱岐氏が継続して支援

していたことがわかる。と同時に、平時は国分寺であっても諸役の負担を隠岐氏から義務付けられていたこともわかる。

【史料八】隠岐清家書状写

尼寺之儀、兼々以御約束之辻、蒙仰付候間、進置候、修理建立勤行等無懈怠可被仰付事肝要、恐々謹言、

天正三年十二月六日

清家判

包紙二

宗栄

隠岐弾正忠

御同宿中

清家

史料八では、天正三年（一五七五）に国分寺院主と推定される宗栄⁽²⁷⁾に対して、以前の約束に任せて尼寺を与えらるるに、建物の管理や勤行を怠らないよう適切に監督するよう隠岐清家が命じている。尼寺は国分尼寺（現在は廃寺）を指すのであるが、中世以前の実態が不明とされてきた寺院であり、本史料で存在が確認できた。⁽³⁸⁾ 隠岐国分寺による末寺の支配を隠岐氏が認める一方で、堂舎の維持・勤行の励行も命じており、当時の隠岐国分寺が隠岐氏の強い影響下にあったことを示している。

【史料九】隠岐経清判物写

尼寺・法花・大乘坊三ヶ所之事進置候、然者、急八幡岳有在城、無緩可被抽祈念之状如件、

天正十一年二月十九日

経清判

宗栄

参

史料九は、天正十一年に「尼寺・法花・大乘坊三ヶ所」を隠岐経清が宗栄に与えたものである。尼寺は国分尼寺を指すと思われるが、残る法花（坊）と大乘坊のうち、大乘坊は『増補隠州記』に隠岐国分寺の六つの子院の一つとして名前が見える。

注意したいのは隠岐氏が滅亡した天正十一年に発給されている点である。文中には「八幡岳有在城、無緩可被抽祈念」とあり、これは滅亡の危機に直面していた隠岐清家がこの局面を打開するため、八幡岳すなわち隠岐氏の居城である国府尾城（隠岐の島町港町⁽³⁹⁾）での祈禱を隠岐国分寺に求めているのではなからうか。国府尾城や、経清が不透明な隠岐氏の滅亡過程に関する史料として貴重である。

以上のように、隠岐氏はその台頭から滅亡するまで一貫して隠岐国分寺を保護し、かつその見返りとして祈禱・勤行を求めており、隠岐氏の祈願所的人格を隠岐国分寺が帯びていたと言えるが、永正四年の再建の経緯から見ても当然の帰結であった。中世後期の諸国国分寺が、各地の戦国大名をはじめとする大名権力から保護される一方で介入を受けた事例は多く、⁽⁴⁰⁾ 隠岐国分寺も同様であった。

では隠岐氏が隠岐国分寺を保護した意図はどこにあったのであろうか。もちろん、滅亡直前の隠岐経清が祈禱を依頼したように、当主人の信仰心が作用していたことは否定できない。

ただ、注目したいのは、主要な寺領や末寺光恩寺があった

西郷の性格である。西郷地区について『隠州視聽合目紀』は「甲尾の川上より此に至りて十四五町、板屋・茅屋櫓を并べ土農工商群居せり。西国・東国の売客往来の泊とし、南浦・北浦の商泊輻輳するの所なり。（中略）左右より山崎出て、海門纔に二町ばかり。故に此内に五百艘を納れて猶余あり。疾風高波ある事を知らず。北海第一の津口なり。」と記しており、一七世紀後半には天然の良港として栄え、家屋が密集していた。

戦国期でも西郷地区が「商泊輻輳するの所」であったかは不明だが、一五世紀後半には西郷東分（後の矢尾村等）を西から見下ろす山に隠岐氏は居城（国府尾城）を築いている。居城の膝下の港湾地区に勢力の浸透を図るため、そこに寺領と末寺をもつ隠岐国分寺を利用したのではなからうか。

第四章 戦国期の隠岐国分寺の実態

第二章・第三章では、室町・戦国期に隠岐国を支配した領主権力と隠岐国分寺の関係について考察した。本章では領主権力との交渉史から離れて、戦国期の隠岐国分寺の内部の様子、具体的には由緒・伽藍・組織・庶民信仰との関係について、『旧積録覚』所収文書のうち「憲舜置文」と通称される史料を主に用いて考察したい。

【史料一〇】憲舜置文写（返り点・送り仮名は原文のまま。

句読点と傍線は筆者による。）

国分寺住持憲舜阿舍梨置文 捨本願 宗教判

久総判

盛綱判

和泉守判

越前守判

次郎右衛門尉実継判

久盛判

伊佐佐重次判

隠州国分寺再興置文之事

抑原^ニ当^ル山^ノ之擁護^ヲ、積^テ星霜久^ク不^レ知^ラ建立^ノ最初^一、年月漸^ク重^テ無^シ有^ル事^ヲ、本願縁起^一、雖^レ然[、]為^ニ後代^ノ粗^以以^テ伝聞^ノ之少分^一且^ツ認^シ翰墨^ニ畢[、]□^ニ今^マ再建立^ノ之由来序^之、粉骨^ヲ留^レ而已[、]夫^レ聞^クニ上古^ニ挾^テ一茎^ノ草^ヲ為^シ梵刹^ト是^レ名^テ号^ス草庵^ト、從^レ余^シ以来建^テ舍衛^ニ精舍^ヲ、今^マ於^テ扶桑朝^ニ興^ニ隆^ス伽藍^ヲ、爰欽明天皇人王三十代^ノ之御宇、為^ニ御祈願^ト六十余州^ニ一^ニ国草創^ノ一堂名^ク国分寺^ト、当^ル山^ノ者四王寺^是レ仏閣之初^メ也、其^ノ後^チ人王三十四代^ノ之宇推古天皇^為ニ鎮護国家^ノ至^ル辺鄙小嶋^ニ迄^テ為^シ建立^ニ、從^レ余^後人王四十五代^ノ之宇聖武天皇^ノ之御再興[、]從^リ本堂^ニ西^ノ之傍^ニ有^リ地藏堂^一、安徳天皇^ノ之御祈願^ト云々、次^ニ三重^ノ之塔婆^ノ者人王八十二代^ノ之宇後鳥羽^ノ院^ノ之御祈願所^ト云^リ、爰本堂久^ク及^テ大破^ニ而[、]棟梁柱根皆^ナ以^テ朽損^{シテ}而更^ニ無^シ可^キ成^乙修造^ノ之便^ヲ、然^ル間阿舍梨權少僧都憲舜生季六十七、助^ニ鳩^ノ之杖^ニ企^ニ微少^ノ之思^一、本堂^ノ之屋

敷於塔ノ之下引下、本堂之跡、地藏堂ヲ立始メテ、而、本堂之屋敷ヲ引ク、今、檀那者隱岐新五郎宗清成レ判ヲ、同キ奉加タリ并ニ而奉行衆ハ者、宝定寺若狭ノ守重尊・村上信濃ノ守清景、是ヲ奉加ノ之始、而廻レ國、渡レ海路ノ之三十里ヲ、求メ寸木柯鉄一、勇一、男女貴賤ノ之意ヲ、勸ニ成仏得脱ノ之旨ヲ而、早ク仰ク造畢ノ暮ヲ、于時永正四季丁卯卯月十一日午ノ剋ニ柱ヲ立、同キ十八日上レ棟ヲ、惣而柱数三十八本、西・東・原田・荒木四ヶ村ニ請取テ集ルレ之ヲ、表テ五間・後ロ五間也、同日ニ本尊移也、本尊ハ者三如来之擁護ト云リ、三如来ト者ハ、衆生応化之釈迦如来、衆病悉除之薬師如来、報身常住之無量寿如来是レ也、六口ノ之清侶ノ者朝暮ノ之勤行無ク懈怠一于レ今、無シ退転一、今、從ニ憲舜一代一以テ來、真言ノ之蜜法ヲ傳テ、三蜜自樂ノ之勤行自受法樂ノ之砌リ也、五相成身ノ之眼ノ之前ニハ、含ニ万法成樂之恵一、法尔自然ノ之覺ノ上ニハ、嘲ニ有為常住之花一、合テ万法皈ス密ニ、能々至ニ後代之末弟ニ、此ノ旨ヲ思念セヨ而已、爰ニ一尊ノ之靈仏阿弥陀ノ之立像ハ者、行基菩薩ノ之御作ク、三尊ノ之古仏ト傳ル也、佐々木之五郎吉清之祈願ト云リ、次ニ仁王堂ハ本願憲舜僧都之造立、是再建立也、為ニ後哲彼覽ノ染筆ヲ而已ミ、加レ之從ニ上ミ金輪ニ至マテ下モ貴賤ノ之且那ニ、一ツ心ニシテ而崇メ当寺ノ之伽藍ヲ者ハ、現世安穩後生善処ノ故也、若シ誇リ名利ニ落ニ仏陀之寄糧ヲ者ハ、伽藍荒テ庄内土民不レ可レ成レ豊者也、從ニ院主至ニ六口之清侶ニ、信シ此旨ヲ守ニ仏法ノ之源一、可シ勤行一、而テ置文之意趣如件、

于時永正十一年甲戌卯月日記之置畢、

權少僧都憲舜

(1) 隱岐国分寺の由緒

憲舜置文は隱岐国分寺の創建について特異な由緒(傍線ア)を記している。すなわち、欽明天皇が諸國に建立した「国分寺」があり、隱岐國では四王寺が仏閣の初めとする。その後、推古天皇が鎮護國家のため辺境の小島に至るまで寺院を建立し、聖武天皇が再興したのでという。欽明天皇と推古天皇のいづれが命じて建てた寺院が隱岐国分寺の起源とするのか文意が掴みにくい。聖武天皇以前の歴史を主張しているのは間違いない。『増補隱州記』にも隱岐国分寺は「人王三十代欽明天皇御祈願所」とあり、一六世紀から一七世紀の隱岐国分寺では、国分寺造立の詔以前の由緒を主張していたことが明らかである。また、四王寺を前身とする点も特徴的である。先述したとおり四王寺は、その発足当初から国分寺との関係が深い。本来の創建年次の順序は逆である。

この由緒は、寺勢が衰退する過程で歴史的事実が忘れられて生まれた伝承とも考えられるが、隱岐国分寺の創建年代について論究するのは本稿の目的から外れるし、何より筆者の能力を超えるので、古代史・考古学の専門家による検証に委ねたい。ここでは、他國の中世国分寺のように聖武天皇の詔を起源とする由緒を、戦國期の隱岐国分寺が採用していなかった点を確認しておく。

(2) 隱岐国分寺の伽藍・組織

「憲舜置文」を読むと、永正年間、すなわち一六世紀初頭の隱岐国分寺の境内には、次の堂舎が存在したことがわかる。

- ① 本堂・永正初年には大破に及んでおり、憲舜が三重ノ塔婆(③)の下に五間四方の規模で新築移転した。その日時は、柱立が永正四年四月一日午刻、上棟が同月一八日である。この本堂再建に用いた柱三八本を、西・東(以上は西郷東西か)・原田・荒木の四か村から受け取ったとある(傍線オ・キ)。史料三から史料四で見たとおり、室町期にこれらの村落には隱岐国分寺の寺領が存在していた。用材を供出させている事実から、応仁の乱後も隱岐国分寺の寺領は維持されていたと思われる。

② 地藏堂・安徳天皇の祈願所という。旧本堂の西に位置していたが、憲舜が旧本堂の跡地に移設した(傍線イ・オ)。

③ 三重ノ塔婆・後鳥羽上皇の祈願所というこの塔は、再建後の本堂の真上に位置した(傍線ウ・オ)。後鳥羽院政下の建永二年五月二日付けで、上人阿弥陀仏による塔婆建立に協力するよう守護佐々木広綱が隱岐国の住民に命じており、関連が注目される。前掲の天文八年の史料七では「国分寺塔」の建立が問題となっているが、「憲舜置文」では塔の修復には触れていないので、永正四年には塔の修復は実現せず、天文八年まで持ち越されたようである。

④ 仁王堂・場所不明。憲舜が再建したという(傍線コ)。

⑤ 子院群・「六口之清侶者朝暮之勤行」(傍線ク)・「從院主至

六口之清侶」(傍線サ)とあり六人の僧侶が在籍していた。

『増補隱州記』は貞享三年当時の隱岐国分寺の寺家六坊として大乘坊・本藏坊・安樂坊・玉藏坊・大樂坊・岸本坊を記しているが、このうち大乘坊・安樂坊・岸本坊は中世史料で存在が確認できるので、隱岐国分寺の組織は一六世紀から一七世紀にかけておおむね維持されたと思われる。とすれば、六人の僧侶はこの六つの子院で起居していたのではなからうか。

以上を総合すると、永正四年に再建された隱岐国分寺の境内は、上下二段に造成され、上段には地藏堂と三重ノ塔婆が並び、下段には三重ノ塔婆の真下に当たる位置に本堂が配置されていたことになる。現在の隱岐国分寺も舌状丘陵の南端部に三段の平坦地を造成しており土地利用は類似している。また、所在地は不明だが、付近には大乘坊等の子院も六カ所存在したと思われる。

ところで、第二章で取り上げた四王寺の当時の様子は、憲舜置文に言及がない。安永三年(一七七四)に原田村にあった四王寺の本尊が隱岐国分寺境内に移転しており、永正年間には境内になく原田村に所在していたためとも思われるが、次の史料からは憲舜置文に近い時期の四王寺の様子を知ることができる。

【史料一二】 四天王堂棟札

(表)

大檀家御代官橋朝臣重次・村田勘六左衛門

奉再々建立四天王寺一字等

于時慶長拾九年甲申三月火曜鬼宿

本願国分寺住職法印来尊

大工重正池田次郎兵衛・船田源右衛門・河本甚四郎・鍛冶屋

金平

小工西分内船田甚二郎

原田村甚兵衛・弥三郎・五郎左衛門・勘左衛門・弥七郎兵

衛・九郎左衛門・新左衛門

有木村五郎右衛門・二郎左衛門

国分寺村内甚左衛門

(裏)

先再建立源朝臣清政御時ノ由ノ棟札有之、

前其時年号明応八年四月三日由也、天王也鬼神王也、

上葺板内拾貳間原田村

神主慶式・高井勘左衛門・次郎兵衛、公文若林弥市郎・弥

吉・三郎次郎、

同拾八間者 原田村惣地下中

都合三拾間

史料一二は、四王寺の後身と思われる隠岐国分寺内の四天王堂に伝わっていた慶長一九年(一六一四)の棟札銘文である。昭和一〇年(一九三五)に藤田一枝氏が発表した論文「隠岐四天王寺考(二)」(『隠岐教育』三、隠岐教育会、以下、藤田B論文)に掲載されたが、掲載誌が稀覯本である上に、平成一九年(二〇〇七)の本堂火災で棟札も焼失したと推定

され、原品に基づき翻刻することは不可能になっている。以上の事情を考慮し、藤田B論文から銘文部分を引用した(句読点・改行位置は筆者による)。

注目するのは、後半の棟札裏面に当たる明応八年(一四九九)の銘文写しである。同時代史料ではなく留意が必要だが、古くなった棟札の銘文を新しい棟札に筆写した事例は多い。⁽¹⁶⁾ また史料一・史料二に見えたとおり四王寺の料田があった原田の惣地下中の支援により屋根の葺き替えが成ったとする記述は辻褃は合い、一応信憑性は担保されているよう。

さて、史料一二によると、この時の屋根の葺き替えに用いた上葺板三〇間のうち、神主と公文(若林弥市郎・弥吉・次郎兵衛)が一二間、原田村惣地下中が残り一八間を負担したとある。どこの「公文」かは明記されていないが、原田村惣地下中とともに屋根葺に協力しているので、原田村の公文である。本史料では、隠岐国分寺を構成していた四王寺が村落代表者(公文)と村落住民(惣地下中)から信仰を集めていたことがわかる。

また、公文の若林氏は、天正一〇年(一五八二)の隠岐清家書状の宛所として登場しており、⁽¹⁷⁾ 隠岐氏とも関係を持っていた。

ところで安永三年に四王寺が隠岐国分寺に移転した時の史料⁽¹⁸⁾には、「中古以来、其村四王寺百姓中」が四王寺を「所持二而」、「建立・修覆等被致来候」とあり、隠岐国分寺から半ば自立して運営されていたと思われる。

子院の住僧の出自や、檀那については史料が残されていないが、一般的に地方寺院の子院の人的供給源が土豪・百姓層とされていることを踏まえると、四王寺では若林氏のような土豪層であった可能性は高く、大乘院などの子院や国分尼寺も同様であろう。土豪層に保護された末寺・子院は、寺領の配分や隠岐氏から課せられる諸役の負担をめぐり、院主と対立する場面もあったと思われる。このような時に院主が必要としたのが、土豪層の上位に立つ隠岐氏だったのである。寺院側にも隠岐氏の介入を求める素地があったことを指摘しておきたい。⁵⁰⁾

(3) 隠岐国分寺と庶民信仰

永正四年の再建は隠岐宗清とその家臣が厚く支援したことは、先述したとおりである。ただ、隠岐氏からの支援のみには依存するのではなく、憲舜は隠岐国内だけでなく、本土に渡海して男女貴賤に支援を求めている(傍線力)。六〇歳を超えた高齢の憲舜(傍線エ)が本場に各地を廻ることができたのかや不審だが、二つの点に注意したい。一つ目は置文の冒頭に書判する「捨本願宗教」である。本願とは寺社造営の発起人の意味もあるが、永正四年度の再建を発起したのは憲舜であるから、ここでは「社会救済の活動を修行の一環とした聖や半僧半俗の者」(『仏教語大辞典』)を意味していると考えられる。

二点目が隠岐国分寺と六十六部廻国聖との関係である。承

応三年(一六五四)に隠岐国分寺が廻国聖に発行した木版刷の納経請取状が現存しており、遅くとも一七世紀中頃には隠岐国分寺は六十六部の札所であった。⁵¹⁾また、戦国末期の六十六部廻国聖の奉納札所の一覧に見える隠岐国の「国符寺」は、隠岐国分寺を指すと考えられる。⁵²⁾加えて、戦国期の出雲国・石見国では諸国の六十六部廻国聖が活動している⁵³⁾ので、隠岐国分寺が札所として機能していた歴史は戦国期に遡る可能性が高い。

廻国聖は札所への法華経の奉納にとどまらず、訪問先の寺院で堂舎修復のために勧進活動を行った事例も報告されており、特に大永五年(一五二五)には淡路国分寺の本堂再興のための勧進をしている。であれば、捨本願宗教とは六十六部廻国聖として隠岐国分寺を訪ねた僧侶であり、彼が諸国を勧進したのではなからうか。⁵⁴⁾

このように、隠岐国分寺では「六口之清侶」だけではなく、六十六部廻国聖たちも活動していたと思われる。彼等は永正四年の堂舎の修復時のように資金集めに協力したほか、納経に際しては礼銭を納付した可能性もあり、隠岐国分寺を経済的に支えてもいたと思われる。また、先述した承応三年に隠岐国分寺が発行した納経請取状には「右当山者推古天王御祈願所」と刷られている。⁵⁵⁾聖武天皇以前に創建年代が遡るといふ隠岐国分寺の特殊な由緒の宣伝には六十六部廻国聖も貢献し、隠岐国分寺の宗教活動を支えていたのである。

また、先の明応八年に原田村の公文以下村落住民が協力し

て四王寺の屋根の葺き替えが成った事例とも合わせると、隠岐氏だけに宗教的に奉仕する寺院に隠岐国分寺が特化したのではなく、村落有力者を含む地域住民からも信仰を集めていたことを意味している。

憲舜の代に隠岐国分寺が真言宗寺院に転じたことは先に述べた。中世国分寺を研究した追塩千尋氏は、本来国分寺には宗派はなかったが、中世末から近世にかけて、祈願・祈禱を専門にする寺院にふさわしく真言宗寺院となった国分寺が多いと述べており、隠岐国分寺の事例を考察する上で参考になる。隠岐国分寺が真言宗寺院として再出発した背景には、隠岐氏に加えて地域住民からの現世利益の願いに応えることが寺院存続のために必要であったからではないか。

このような性格の変化が影響したのか、「憲舜置文」や一七世紀後半の地誌等には、欽明天皇や推古天皇の時代の創建という、歴史的事実とは異なる隠岐国分寺の由緒が記されており、国分寺としての歴史意識が揺らいでいたようである。もっとも、仁王経講会・最勝講会という代表的な護国法会を一七世紀にも玉若酢命神社に出仕して執行しているから、古代以来の鎮護国家の機能は維持しつつ、時代の要請に合わせて、社会の各層からの宗教ニーズにも対応していったと言えるだろう。

おわりに

以上、中世後期の隠岐国分寺について概観した。近世の地誌を各所で利用し、また推測を重ねてしまい、決して十分な内容とは言えない。ただ、山陰両県に現存する国分寺の中で、中世文書に基づいて中世の様相をここまで具体的に追究できるのは、隠岐国分寺が唯一ではなからうか。本稿が踏み台となつて、隠岐国分寺、ひいては中世隠岐の研究が進展することを期待して擲筆する。

〔謝辞〕

史料調査にご協力いただいた焼火神社宮司松浦道仁様・隠岐の島町教育委員会岩崎ことい様に厚く御礼申し上げます。

註(1) 全てを掲げないが、国分寺に関しては、松尾剛次「中世観尊教団の伯耆・因幡・出雲・石見四国における展開―国分寺等に注目して―」『山形大学歴史・地理・人類学論集』一九、二〇一八年)が発表された。

(2) 『新訂増補国史大系四 日本三代実録』同年五月二六日条。

(3) 近年の境内の発掘調査によつて、現在の境内地に古代の国分寺の諸堂が建立されていたことが判明したが、中世段階の遺構は確認されなかった(隠岐の島町教育委員編・発行『隠岐国分寺埋蔵文化財調査報告書』二〇一六年、一三〇頁)。

(4) 論争の経過の詳細は、藤岡大拙「後醍醐天皇行在所論争史

概説」(同著『出雲学への軌跡』今井書店、二〇一三年)を参照。

(5) 井上寛司「隠岐国代記考証(国代考証)について」(『隠岐の文化財』一、一九八三年)。

(6) 『新修島根県史 史料編二 近世(上)』所収。以下、本稿の『増補隠州記』の出典は同書に拠る。

(7) 中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』(岩田書院、二〇〇〇年) 四四二～四四三頁。

(8) 貞治五年三月二日付頼源文書送進状(『出雲鱒淵寺文書』法蔵館、二〇一五年、七四号文書)。

(9) 『日本庶民生活史料集成 二〇巻』(三二書房、一九七二年)所収。以下本稿の『隠州視聽合紀』の出典は同書に拠る。

(10) 追塩千尋「中世後期国分寺の実態」(同著『国分寺の中世的展開』吉川弘文館、一九九六年) 二三六～二三七頁。

(11) 池田教隆の二回忌法要が明治八年一〇月に営まれているので(池田勘左教隆二回忌靈祭案内帳、大仲池田家文書九四号)、没年はこれから逆算した。

(12) 奥書原文は以下のとおり(返り点は原文のまま)。「茲年安政六己未正月八日、右本文之書致_レ借用_レ從_レ光恩寺住持普照法印様_一、写_レ之取置もの也_一池田教隆(黒印)」。

(13) 憲舜置文以外の『旧積録覚』所収文書については、藤田氏以外に高橋盛孝氏も触れているが、一部のみであり(表参照)、史料批判も行っていない。

(14) 大正二年「西町屋号大仲池田氏記ろくの抜書」(大仲池田家文書一号)

(15) この他、筆者・筆写年代は不明だが、大仲池田家文書には『国代考証』の写本も存在する(目録番号八)。

(16) 文化八年(一一八一)の鳥後寺院判鑑(隠岐郷土館所蔵)

によると、光恩寺は隠岐国分寺の末寺である(重栖憲人「鳥後寺院判鑑」『隠岐の文化財』五、一九八八年)。

(17) 島根県立古代出雲歴史博物館編・発行『隠岐の祭礼と芸能』(二〇一八年) 一三四頁。

(18) 隠岐国分寺について「昔の勸進状あり。其略に曰く。本堂は聖武天皇の時に造立す。西の側の地藏堂は安徳天皇の時に営す。三重の塔婆は後鳥羽院の時に作るとなり。又永正四年の比、阿闍梨権少都憲舜といふ僧、此寺の廃破を哀しみ、時の県主新五郎宗清に請うて近国に奉加を勧む。其奉行は宝定寺若狭守重高・村上信濃守清景とぞ」とあり、「憲舜置文」に基づく記述と思われる。

(19) 以下、史料の出典は特に断らない限り『旧積録覚』である。翻刻に当たっては常用漢字を使用し、句読点を適宜補った。

(20) 『松江市史 通史編一 自然環境 原始・古代』七三二頁(大日方克己氏執筆分)。

(21) 『増補隠州記』の目貫村項の中に、「慶長年中迄、矢尾・目貫・護国寺、此三ヶ村壹ヶ村也、西郷東分ト号ス、元和年中二矢尾・目貫別々ニ分ル」とある。

(22) (嘉元三年四月カ) 撰錄渡莊目録(九条家文書・『鎌倉遺文』二二一九六号文書)。

(23) 市原陽子「室町時代の段銭について(1)——主として幕府段銭を中心に——」(『歴史学研究』四〇四、一九七四年)所収の第1表。

(24) 田沼睦「公田段銭と守護領国」(同著『中世後期社会と公田体制』岩田書院、二〇〇七年) 九二頁。

(25) 田沼睦「中世的公田体制の成立と展開」(前掲『中世後期社会と公田体制』一二二～一二三頁)。

(26) 岸田裕之「守護支配の展開と知行制の変質」(同著『大名

領国の構成的展開」吉川弘文館、一九八三年) 一三四—一三五頁。

(27) 田沼陸「寺社一円所領における守護領国の展開」(前掲「中世後期社会と公田体制」所収) 二二頁。

(28) 康正二年造内裏段錢并国役引付(『群書類従』巻五〇一)。

(29) 文明一四年二月一日付室町幕府奉行人連署奉書案(島根県古代文化センター編・発行『戦国大名尼子氏の伝えた古文書—佐々木文書—』一九九九年、二〇四号文書、以下「佐々木二〇四号文書」のように略記)。

(30) 前掲岸田裕之「守護支配の展開と知行制の変質」一三七頁。

(31) 正長元年九月日付飯嶋秀国軍忠状(村井祐樹編『三澤家文書』(東京大学史料編纂所画像史料解析センタープロジェクト、二〇一二年、六号文書)。村次郎左衛門尉は、比叡山無動寺領の村莊(隠岐の島町)を本拠地とした領主であろう。

(32) 応仁二年七月二八日付京極生観感状(佐々木二二七号文書)。

(33) 前掲佐々木二〇四号文書。

(34) 藤田氏は「密宗開基権大僧都大阿闍梨憲舜」等の銘文がある位牌を隠岐国分寺で確認したと報告している(藤田A論文 六八—六九頁)。

(35) 井上寛司「室町・戦国期の隠岐国守護代隠岐氏」(『山陰史談』二〇、一九八四年)。

(36) 宝定寺氏と村上氏の名前は、宗清の跡を継いだ隠岐豊清の家臣一同が署判した天文一三年九月一七日付隠岐氏家臣連署書状(清安寺文書、『松江市史 史料編四 中世II』九六五号文書)にも見える。同史料には伊後氏の名前も見え、冒頭に書判する伊後重次と同族であろう。

(37) 隠岐国分寺の住職であった砂原秀遍氏によると、住職は憲舜・宗教・宗栄と続いたという(『隠岐郷土研究』一、

一九五七年、三五頁)。

(38) 国分尼寺推定所在地での発掘調査では、寺院跡と特定できる遺構は確認されなかった(『隠岐国分尼寺発掘調査報告書』隠岐島後教育委員会、一九七一年)。

(39) 文明七年(一四七五)九月一五日に隠岐清綱が「当城守護」のために玉若酢命神社へ「当城八幡田」を寄進しており(隠岐清綱寄進状写・億岐家文書)、この当城が国府尾城と考えられている(『日本歴史地名大系三三』 島根県の地名(平凡社、一九九五年)「国府尾城跡」項)。「八幡宮」は城内に鎮座する国府尾神社(八幡宮)に由来するのであろう。

(40) 前掲追塩千尋「中世後期国分寺の実態」二四三—二四六頁。

(41) 例えば丹後・長門の国分寺は聖武天皇の勅願による創建を主張している(丹後・石川登志雄「丹後国分寺建武再興縁起について」『丹後郷土資料館報』五、一九八四年/長門・天文一二年八月日付長門国分寺勸進帳(『山口県史 史料編 中世IV』長門国分寺文書四九号)。

(42) 隠岐国分寺の塔に関しては、次の史料がある(「」部分は『国代考証』で補った)。

【史料一】佐々木広綱下文書

「下」 隠岐国住人等所

可且助成上人阿弥陀仏勸進塔婆事、

右塔建立之間、國中土民等於事令合力助成、令遂彼上人善願者、是非各功德哉、争無欲心之、仍下知如件、宜承知具建立故下、

建永二年五月廿一日

地頭左衛門尉源判

(43) 大乘坊は天正一一年の史料九に、安楽坊と岸本坊は永禄一一年の玉若酢命神社棟札(前掲『隠岐の祭祀と芸能』

一三四頁)にそれぞれ確認できる。

(44) 藤田A論文六〇〜六一頁。

(45) 本稿は焼火神社(西ノ島町)宮司の松浦道仁氏の蔵書に拠つた。

(46) 水藤真『棟札の研究』(思文閣出版、二〇〇五年)一〇九〜一七頁。

(47) 天正一〇年二月七日付隠岐清家書状(『新修島根県史 史料編一 古代中世』笠置家文書)。

(48) 安永三年正月付一札之事(藤田A論文六〇〜六一頁)。

(49) 宮島敬一「戦国期地方寺社と地域社会」(同著『戦国期社会の形成と展開』吉川弘文館、一九九六年)二〇三頁。

(50) 宮島敬一氏は、中世の地方寺社は地域社会に深く根ざして活動した分、世俗的な要素が濃くなったため、世俗的な問題に巻き込まれることが不可避となり、結果として世俗権力の介入を招いたとする(前掲宮島敬一「戦国期地方寺社と地域社会」二〇三頁)。

(51) 鳥谷芳雄「出雲・石見・隠岐における近世六十六部廻国の様相」(同著『歴史の風景を読む』報光社、二〇二二年)七六・九四〜九五頁及び奈良国立博物館編・発行『経塚遺宝』(一九七七年)写真一七〜三三。

(52) 年月日未詳六十六部奉納札所覚書(豊後余瀬文書・『新鳥取県史 資料編 古代中世一古文書編下』県外文書一八四八号)。年未詳だが湯之上隆氏の時期比定に従った(『中世廻国聖と「社寺交名」』(同著『日本中世の政治権力と仏教』思文閣出版、二〇〇一年)一九五〜一九七頁)。

(53) 国分寺を国府寺と称した事例としては、伊予国分寺がある(正平七年四月一七日付某禁制、伊予国分寺文書・『南北朝遺文中国四国編』二二五八号文書)。

(54) 近藤正「大田市南八幡宮の鉄塔と経筒について」(同著『山陰古代文化の研究』近藤正遺稿集刊行会、一九七八年)等を参照。

(55) 湯之上隆「六十六部聖の成立と展開」(前掲『日本中世の政治権力と仏教』二二三頁)。

(56) 前掲追塩千尋「中世後期国分寺の実態」二二二六〜二二七頁、補注八。

(57) 戦国期の隠岐国分寺住職にも同名の人物がいたと伝わっており(前掲注37)、同一人物であろうか。

(58) 礼銭納付の事例は、新城常三「新稿社寺参詣の社会経済史的な研究」(塙書房、一九八二年)五〇七頁を参照。

(59) 前掲鳥谷芳雄「出雲・石見・隠岐における近世六十六部廻国の様相」九五頁。

(60) 前掲追塩千尋『国分寺の中世的展開』の「序論」二四〜二五頁。

(鳥根県教育庁文化財課)